

公益財団法人原子力安全技術センターの「登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関」への登録について（案）

令和元年 10 月 30 日
原子力規制委員会

1. 経緯

公益財団法人原子力安全技術センターから、令和元年 10 月 17 日、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）第 41 条の 41 の規定に基づく登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録の申請書が提出された。

2. 欠格条項、登録の要件等の確認

当該申請書及び添付書類について確認した結果、放射性同位元素等規制法第 41 条の 42 の規定に基づく登録の要件等に適合しているものと認められ、同法第 41 条の 46 の規定において準用する同法第 40 条各号の規定に定める欠格条項に該当しないものと認められる（確認の概要は別添参照）。

また、公益財団法人原子力安全技術センターは、既に放射性同位元素等規制法に基づく登録検査機関、登録放射線取扱主任者定期講習機関等（参考 2）であり、登録の要件等に適合していること及び欠格条項に該当しないことのうち、各登録機関に共通する項目については、登録機関の更新時や立入検査において確認してきている。

このため、「登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関」として登録することとし、別紙のとおり申請者に通知を行うこととする。

3. 今後の予定

原子力規制委員会は、公益財団法人原子力安全技術センターを登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関に登録をしたことについて、登録認証機関等に関する規則第 132 条の規定に基づき、官報で公示を行う。

公益財団法人原子力安全技術センターは、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関として、放射性同位元素等規制法第 41 条の 44 の規定に基づき、特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務規程を定め、業務の開始前に、原子力規制委員会に届け出る必要がある。

**公益財団法人原子力安全技術センター「登録特定放射性同位元素防護管理者
定期講習機関」の登録申請に関する確認の概要**

1. 法人概要

(1) 法人名：公益財団法人原子力安全技術センター

(2) 会長：石田 寛人

(3) 設立：昭和55年10月1日

(4) 業務内容

○放射性同位元素等規制法に基づく以下の登録認証機関等の業務

- ・登録認証機関としての放射性同位元素装備機器等の設計認証業務
- ・登録検査機関としての施設検査、定期検査に関する業務
- ・登録定期確認機関としての定期確認に関する業務
- ・登録運搬物確認機関としての放射性同位元素等の運搬物確認に関する業務
- ・登録資格講習機関としての放射線取扱主任者講習（第1種、第2種、第3種）の実施に関する業務
- ・登録定期講習機関としての放射線取扱主任者の定期講習の実施に関する業務
- ・登録試験機関としての放射線取扱主任者試験（第1種、第2種）の実施に関する業務
- ・登録濃度確認機関としての放射性汚染物等の放射能濃度を確認する業務

○原子力防災に関する業務

- ・原子力防災に係る研修、地方自治体の支援

2. 確認の概要

(1) 申請書及び添付書類

公益財団法人原子力安全技術センターが行った放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）第41条の41の規定に基づく登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録の申請（以下「本申請」という。）について、登録認証機関等に関する規則（平成17年文部科学省令第37号）第122条に定める申請書及び添付書類が、表1のとおり全て提出されたことを確認した。

表1 申請書添付書類の提出状況

添付書類	登録定期確認機関
定款又は寄付行為及び登記事項証明書	○
役員の氏名及び経歴を記載した書類	○
放射性同位元素等規制法第41条の46の規定において準用する法第40条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類【欠格条項の確認】	○
申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの【債務超過の状態にないことの確認】	○
特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務（以下この章において「防護管理者定期講習業務」という。）の実施方法に関する事項の概要を記載した書類	○
講師の氏名を記載した書類及び講師が法第41条の42第2号に該当する者であることを説明した書類【知識経験を有する者が業務及びその管理を行うことの確認】	○
防護管理者定期講習業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類	○

(2) 登録の要件等

本申請が、放射性同位元素等規制法第41条の16及び第41条の18の規定において準用する同法第41条第1項各号の規定に基づく登録の要件等のすべてに適合することを表2の通り確認した。

表2 登録の要件等の適合状況

登録の要件等	登録特定放射性同位元素防護管理者 定期講習機関
(1) 放射性同位元素等規制法第38条の3において準用する法第36条の2第2項の原子力規制委員会で定める課目(施行規則第38条の7第4項)について、特定放射性同位元素防護管理者定期講習を行うこと	○
(2) 知識経験を有する講師が特定放射性同位元素防護管理者定期講習を行うことのものであること、若しくは同等以上の知識経験を有する者が行うものであること	○
(3) 債務超過の状態にないこと	○

(注1) (1) については、放射性同位元素等規制法施行規則第38条の7第4項の規定に基づく、放射性同位元素等の規制に関する法律に関する課目、放射性同位元素の取扱いに関する課目、特定放射性同位元素の防護に関する課目を行うこととしている。

(注2) (2) については、3名が特定放射性同位元素防護管理者育成プログラム(参考3)を受講しており、放射性同位元素等規制法第41条の42第2号口の規定に該当する。

(注3) (3) については、公益財団法人原子力安全技術センターについて、登録認証機関等に関する規則第122条第1号二の規定「申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録及びこれらに準ずるもの」として、貸借対照表及び財産目録が添付されており、内容について債務超過の状態にないことを確認した。

(3) 欠格条項

本申請が、放射性同位元素等規制法第41条の46の規定において準用する同法第40条各号の規定に定める下記の欠格条項のいずれにも該当しないことを表3のとおり確認した。

表3 欠格条項の該当状況

欠格条項	登録特定放射性同位元素防護管理者 定期講習機関
(1) 放射性同位元素等規制法又は同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	該当しない
(2) 放射性同位元素等規制法第41条の46の規定において準用する法第41条の12の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者	該当しない
(3) 法人であって、その業務を行う役員のうち放射性同位元素等規制法第40条第1号又は第2号のいずれかに該当する者があるもの	該当しない

(別紙)

(案)

原規放発第 号
令和元年 月 日

公益財団法人原子力安全技術センター
会長 石田 寛人 宛て

原子力規制委員会

登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録について（通知）

令和元年10月17日付け申請のあった標記の件について、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第38条の3の規定において準用する法律第36条の2第1項に規定する登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関として登録をしたので、通知します。

**放射性同位元素等の規制に関する法律（抄）
（昭和32年法律第167号）**

第五章 放射線取扱主任者等

（放射線取扱主任者の義務等）

第三十六条 放射線取扱主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者は、放射線取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は放射線障害予防規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者は、放射線障害の防止に関し、放射線取扱主任者の意見を尊重しなければならない。

（放射線取扱主任者定期講習）

第三十六条の二 許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者のうち原子力規制委員会規則で定めるものは、放射線取扱主任者に、原子力規制委員会規則で定める期間ごとに、原子力規制委員会の登録を受けた者（以下「登録放射線取扱主任者定期講習機関」という。）が行う放射線取扱主任者の資質の向上を図るための講習（以下「放射線取扱主任者定期講習」という。）を受けさせなければならない。

- 2 放射線取扱主任者定期講習は、原子力規制委員会規則で定める課目について行う。
- 3 前項に定めるもののほか、放射線取扱主任者定期講習の受講手続その他の実施細目は、原子力規制委員会規則で定める。

（研修の指示）第三十六条の三 ～（解任命令）第三十八条
（略）

（特定放射性同位元素防護管理者）

第三十八条の二 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、第二十五条の三第一項の政令で定める場合においては、特定放射性同位元素の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定放射性同位元素の取扱いの知識その他について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、特定放射性同位元素防護管理者を選任しなければならない。

- 2 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、前項の規定により特定放射性同位元素防護管理者を選任したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、選任した日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（準用）

第三十八条の三 第三十六条から第三十八条までの規定は、特定放射性同位元素防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者」とあるのは「許可届出使用者」と、「放射線障害の防止」とあるのは「特定放射性同位元素の防護」と、「放射線取扱主任者定期講習」とあるのは「特定放射性同位元素防護管理者定期講習」と、第三十六条第二項中「放射線障害予防規程」とあるのは「特定放射性同位元素防護規程」と、第三十六条の二第一項中「を受けた者（以下「登録放射線取扱主任者定期講習機関」という。）」とあるのは「を受けた者」と、第三十七条第一項中「放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用をし、又は放射性同位元素若しくは放射性汚染物を廃棄しよう」とあるのは「特定放射性同位元素を取り扱おう」と、同条第二項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十八条の二第一項」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章 登録認証機関等

(登録認証機関の登録)

第三十九条 (略)

(欠格条項)

第四十条 原子力規制委員会は、前条の規定により登録の申請をした者(次条において「登録申請者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第四十一条の十二の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

第四十一条 (第1項略)

2 第十二条の二第一項の登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 三 登録を受けた者が行う設計認証業務の内容
- 四 登録を受けた者が設計認証業務を行う事業所の所在地
- 五 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会規則で定める事項

(設計認証業務規程) 第四十一条の五 ~ (準用) 第四十一条の十六 (略)

(登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録)

第四十一条の四十一 第三十八条の三において準用する第三十六条の二第一項の登録は、第三十八条の三において準用する同項に規定する特定放射性同位元素防護管理者定期講習(以下単に「特定放射性同位元素防護管理者定期講習」という。)の実施に関する業務(以下「特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(登録の要件等)

第四十一条の四十二 原子力規制委員会は、前条の規定により登録の申請をした者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、原子力規制委員会規則で定める。

- 一 第三十八条の三において準用する第三十六条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める課目について、特定放射性同位元素防護管理者定期講習を行うこと。
- 二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する講師が特定放射性同位元素防護管理者定期講習を行うこと。
 - イ 特定放射性同位元素防護管理者として選任された者で、その後二年以上特定放射性同位元素の防護に関する業務を統一的に管理する業務に従事した経験を有するもの
 - ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
- 三 債務超過の状態にないこと。

(特定放射性同位元素防護管理者定期講習の実施に係る義務)

第四十一条の四十三 第三十八条の三において準用する第三十六条の二第一項の登録を受けた者(以下「登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関」という。)は、第三十

八条の三において準用する第三十六条の二第三項の実施細目に従い、公正に特定放射性同位元素防護管理者定期講習を実施しなければならない。

(特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務規程)

第四十一条の四十四 登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関は、特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務に関する規程（次項において「特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務規程」という。）を定め、特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務の開始前に、原子力規制委員会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務規程には、特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務の実施方法、特定放射性同位元素防護管理者定期講習に関する料金その他原子力規制委員会規則で定める事項を定めておかななければならない。

(業務の休廃止)

第四十一条の四十五 (略)

(準用)

第四十一条の四十六 第四十条、第四十一条第二項、第四十一条の二、第四十一条の四、第四十一条の七、第四十一条の十から第四十一条の十三まで並びに第四十一条の十四第二項及び第三項の規定は、第三十八条の三において準用する第三十六条の二第一項の登録について準用する。この場合において、これらの規定（第四十一条第二項第三号を除く。）中「設計認証業務」とあるのは「特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関」と、第四十一条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関登録簿」と、同号中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の四十一に規定する特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務（以下単に「特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務」という。）」と、第四十一条の十中「第四十一条第一項各号のいずれか」とあるのは「第四十一条の四十二各号のいずれか」と、第四十一条の十一中「第四十一条の三」とあるのは「第四十一条の四十三」と、第四十一条の十四第二項中「第四十一条の六」とあるのは「第四十一条の四十五」と、「許可をしたとき」とあるのは「届出があつたとき」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（抄） （昭和35年総理府令第五十六号）

第五章 放射線取扱主任者等

（特定放射性同位元素防護管理者の選任）

第三十八条の四 許可届出使用者及び許可廃棄業者が法第三十八条の二第一項の規定により選任しなければならない特定放射性同位元素防護管理者の数は、一工場若しくは一事業所又は一廃棄事業所につき少なくとも一人とする。

2 法第三十八条の二第一項の規定による選任は、特定放射性同位元素の取扱いを開始するまでにしなければならない。

（特定放射性同位元素防護管理者の要件）

第三十八条の五 法第三十八条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 事業所等において特定放射性同位元素の防護に関する業務を統一的に管理できる地位にある者であること。
- 二 放射性同位元素の取扱いに関する一般的な知識を有する者であること。
- 三 特定放射性同位元素の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者であること。

（特定放射性同位元素防護管理者の選任等の届出）

第三十八条の六 （略）

（特定放射性同位元素防護管理者定期講習）

第三十八条の七 法第三十八条の三において準用する法第三十六条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める者は、許可届出使用者及び許可廃棄業者とする。

2 法第三十八条の三において準用する法第三十六条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 特定放射性同位元素防護管理者であつて特定放射性同位元素防護管理者に選任された後特定放射性同位元素防護管理者定期講習を受けていない者（特定放射性同位元素防護管理者に選任される前一年以内に特定放射性同位元素防護管理者定期講習を受けた者を除く。） 特定放射性同位元素防護管理者に選任された日から一年以内

二 特定放射性同位元素防護管理者（前号に掲げる者を除く。） 前回の特定放射性同位元素防護管理者定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内

3 登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関は、毎年少なくとも一回、特定放射性同位元素防護管理者定期講習を実施しなければならない。

4 法第三十八条の三において準用する法第三十六条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める課目は、次の各号に掲げるものとする。ただし、特定放射性同位元素防護管理者定期講習を受けようとする日の属する年度の開始の日から過去三年以内に別表第四上欄第一号又は第二号の放射線取扱主任者定期講習を受けた者に対しては、第一号若しくは第二号又はその双方（別表第四上欄第二号の放射線取扱主任者定期講習を受けた者であつて、密封されていない放射性同位元素を取り扱う者にあつては、第一号に限る。）に掲げる課目を省略することができる。

一 法に関する課目

二 放射性同位元素の取扱いに関する課目

三 特定放射性同位元素の防護に関する課目

5 前各項に定めるもののほか、特定放射性同位元素防護管理者定期講習の時間数その他の実施細目は原子力規制委員会が別に定める。

登録認証機関等に関する規則（抄）
（平成17年文部科学省令第37号）

第十一章 登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関
（登録の申請）

第百二十二条 法第四十一条の四十一の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
 - ハ 法第四十一条の四十六において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
- ニ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの
- 二 申請者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の写し及び履歴書
 - ロ 法第四十一条の四十六において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
 - ハ 資産に関する調書
- 三 特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務（以下この章において「防護管理者定期講習業務」という。）の実施方法に関する事項の概要を記載した書類
- 四 講師の氏名を記載した書類及び講師が法第四十一条の四十二第二号に該当する者であることを説明した書類
- 五 防護管理者定期講習業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

（登録の更新）第百二十三条 ～（防護管理者定期講習業務の引継ぎ）第百三十一条
 （略）

（公示）

第百三十二条 原子力規制委員会は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一 法第三十八条の三において読み替えて準用する法第三十六条の二第一項の登録をしたとき。	一 登録防護管理者定期講習機関の氏名又は名称及び住所 二 防護管理者定期講習業務の内容 三 防護管理者定期講習業務を行う事業所の所在地 四 登録した年月日
---------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------

（以下略）

放射性同位元素等の規制に関する法律 (昭和32年法律第167号)に基づく登録認証機関等について

1. 経緯等

- 昭和55年に規制の充実と合理化を図るため「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。)が改正され、国が行う規制業務の一部を指定する民間機関に代行させる指定機関の制度が整備された。
- その後、公益法人改革を踏まえて平成17年に放射線障害防止法が改正されたことにより登録機関制が整備された。

2. 登録認証機関等

- 原子力規制委員会は、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録申請者が放射性同位元素等規制法第41条の46の規定により準用する法第40条に規定する欠格条項に該当せず、第41条の42に規定する登録の要件等を満たす場合には、登録をしなければならない。
- 公益財団法人原子力安全技術センターは、現在、登録認証機関の他7登録機関として既に登録の実績があり、それに加えて、今回「登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関」としての登録を申請している。

登録認証機関等	登録機関名	登録日
登録認証機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年9月5日
登録検査機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年9月5日
	株式会社放射線管理研究所	平成27年9月16日
登録定期確認機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年9月5日
	株式会社放射線管理研究所	平成27年9月16日
登録運搬物確認機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年9月5日
登録濃度確認機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成25年3月11日
登録試験機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年11月29日
登録資格講習機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年11月7日
	公益社団法人日本アイソトープ協会	平成17年10月25日
	独立行政法人日本原子力研究開発機構	平成17年11月29日
	一般財団法人電子科学研究所	平成20年1月31日
登録放射線取扱主任者定期講習機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年9月5日
	公益社団法人日本アイソトープ協会	平成17年11月29日
	一般財団法人電子科学研究所	平成17年11月29日
	公益社団法人日本診療放射線技師会	平成17年12月1日
登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関	公益財団法人原子力安全技術センター	

- 「登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関」は、放射性同位元素等規制法第38条の3の規定による準用する法第36条の2第1項の規定に基づき、許可使用者等において選任された特定放射性同位元素防護管理者が受ける定期講習を行う。

特定放射性同位元素に対する防護措置の義務化に伴う関係法令の改正の施行に向けた登録運搬物確認機関等に対する規定の運用について

令和元年5月22日
原子力規制庁

1. 背景

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）第5条改正に伴い、登録運搬物確認機関及び登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関（以下「登録運搬物確認機関等」という。）の登録要件に、「特定放射性同位元素の防護に関する業務に2年以上従事した経験を有する者」と「同等以上の知識及び経験を有する者」が業務を行うことが追加された。

しかしながら、「特定放射性同位元素の防護に関する業務」は改正法の施行日以降にしか発生せず、したがって、施行日には「2年以上従事した経験を有する者」は存在しない。そのため、「同等以上の知識及び経験を有する者」が業務を行う必要がある。

また、特定放射性同位元素の運搬は頻繁に行われているため、登録運搬物確認機関が円滑に業務を実施するためには、改正法の施行日において特定放射性同位元素への防護措置の確認を行うことができるよう、業務規程が変更されている必要がある。

2. 規定の運用について

(1) 同等以上の知識及び経験を有する者について

原子力規制庁が実施した「特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラム」を受講し、当該育成プログラムの修了証を交付された者を「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する者として取り扱うものとし、業務規程の審査において対象者が業務を行うことを確認する。なお、昨年度に実施した育成プログラムでは、登録運搬物確認機関の職員が受講し、修了証の交付を受けている。

(2) 業務規程の変更認可申請について

施行日までに登録運搬物確認機関の業務規程が変更されているためには、施行日までに原子力規制委員会に業務規程の変更認可を申請し、原子力規制委員会の審査が終わっている必要がある。そのため、登録運搬物確認機関の業務規程の変更認可申請は、施行日前でも受け付けることとする。

また、事業者の登録運搬物確認機関に対する運搬物の確認申請は、施行日前から行えることとし、運搬確認証の発行は、業務規程の認可以後とする。

3. 添付資料

参考 「特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラム」の実施について（平成30年度19回原子力規制委員会資料2の抜粋）